

千葉県教育委員会会議議事録

令和6年度第15回会議（定例会）

1 期 日 令和7年3月21日（金） 開会 午前10時30分
閉会 午後0時17分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 杉野 可愛

企画管理部

企 画 管 理 部 長 福田 有理
学 校 危 機 管 理 監 原 義明
県 立 高 校 統 括 監 細川 義浩
教 育 総 務 課 長 吉本 明広
同 副参事兼人事給与室長 神澤 賢
教 育 政 策 課 長 古谷野 久美子

教育振興部

教 育 振 興 部 長 荒金 誠司
教 育 振 興 部 次 長 里見 学
教 職 員 課 長 鈴木 克之
教 育 振 興 部 副 参 事 和久 純

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長 川名 康博
同 副主査 今関 平

教育振興部

教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 佐々木 恵
同 管理主事 伊藤 忠幸
同 管理主事 服部 貴之
同 管理主事 平野 孝幸
同 管理主事 萩原 拓也
同 管理主事 鈴木 保博
同 主幹兼県立学校人事室長 片岡 紀之
同 高等学校人事班長兼管理主事 大塚 伸昭
同 県立学校人事室特別支援学校
主席管理主事事務取扱人事班長 平井 綾子
同 主席管理主事事務取扱免許班長 初芝 亨

同 管理主事 渡辺 光洋

事務局

企画管理部教育総務課

主幹兼委員会室長 山口 聖剛

同 副主幹 小合 基夫

同 主査 杉本 浩二

同 主査 岡本 多佳乃

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 永沢 佳純 委員

6 令和6年度第13回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第64号議案から第77号議案の議案14件である。第69号議案から第77号議案は同規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第64号議案 千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

【教育総務課人事給与室長】

「千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定」について説明する。最初に、改正理由についてだが、令和7年度組織の見直しによるものと、千葉県産業教育審議会に係る事務の業務移管によるものの2つとなっている。次に、2の改正内容について、改正理由ごとに説明する。「(1) 令和7年度組織の見直し」については、組織改正に伴い、各課の室班名及び各課の分掌事務の整理を行うものである。組織改正の概要だが、①から④の順に説明する。

まず、①教育委員会全体の働き方改革について、教育委員会全体で横断的に推進していくため、組織上、教職員課の「働き方改革推進班」を教育庁の主管課である教育総務課に移管する。次に、②第3期千葉県教育振興基本計画において、基本目標を実現するための取組として位置付けられている「キャリア教育」をより一層推進するため、教育政策課に「キャリア教育推進室」を新設する。次に、③県教育委員会による学校における問題解決支援を推進するため、児童生徒安全課に「学校問題解決支援班」を新設する。次に、④教員不足対策を推進するため、教職員課の「任用班」及び「免許班」を「任用室」に改組する。以上のような組織改正に伴い、これらを規定する箇所の改正として、第17条、第19条及び第20条を改正し、各課の室班名及び各課の分掌事務について、整理を行うものである。

次に、「(2) 千葉県産業教育審議会に係る事務の業務移管」については、本県の産業教育全体のあり方を検討するのが本審議会の設置目的であり、教育施策全般を所管している教育政策課へ移管することで、より幅広い観点で対応しようとするものである。この業務移管に伴い、第19条及び第20条を改正し、各課の分掌事務について、整理を行うものである。

施行期日については、令和7年4月1日からを予定している。議案の説明は以上だが、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任するようお願いする。

【貞廣教育長職務代理人】

第64号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理人】

第64号議案は、原案どおり可決する。

第65号議案 千葉県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

【教職員課長】

第65号議案「千葉県教育職員免許状再授与審査会規則」の制定について説明する。教育職員免許法には、懲戒免職等による失効・取上げの場合、当該失効・取上げの日から3年を経過した者については、新たに申請をすることにより教員免許状を取得することが可能となっているが、令和4年4月に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例において、改善更生の状況など、その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められる場合に限り再授与できると規定された。

また、令和4年3月、文部科学省より、都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関する事項は、都道府県教育委員会規則で定めるよう通知されたことを受け、千葉県教員免許状再授与審査会の組織及び運営に関する事項を定めるものである。

【櫻井委員】

教育職員免許状再授与審査会の委員にはどのような方たちを想定しているのか。

【教職員課長】

医師等の医療関係者、臨床心理士や犯罪心理学者、スクールカウンセラー等の心理関係者、社会福祉士や児童相談所関係者、スクールソーシャルワーカー等の福祉関係者、弁護士等の法律関係者、その他教育関係学者や性犯罪の更生プログラムなどに詳しい保護観察官、警察関係者等を想定している。

第三者的な観点から、教育委員会の職員は審査会の委員にはならない。

【櫻井委員】

特定免許状失効者に教育職員免許状の再授与という重要な案件を扱う際に、責任ある立場の教育委員が参加しないという点に不安が残る。「その他教育委員会が認める者」の中に、教育委員がオブザーバーのような形で、参加することは今の設定で可能なのか。

【教職員課長】

可能である。また、特定免許状失効者が免許状を申請した場合には、その事実や内容等を教育委員の皆様には適宜、報告させていただく。

【櫻井委員】

このような会が開かれる、開かれたという内容は是非、教育委員へ速やかに報告してほしい。

【教職員課長】

承知した。

【花岡委員】

過去に児童生徒へ性暴力を行った者へ教育職員免許状を再授与することがあっていいのかと考えるがいかがか。

【教職員課長】

今までは児童生徒性暴力等の内容で教育職員免許状が失効・取上げになった者も3年間経過すると免許状の再授与が可能であった。しかし、これからは、令和4年4月1日以降に児童生徒性暴力等で免許状を失効・取上げになった者はこの再授与審査会の審議を受け、委員の意見が全員一致しないと免許状の再授与はできないというものである。

【花岡委員】

千葉で免許状を再授与した方が他県に行く、また、他県から千葉県へ来るということがあると考える。児童生徒を安全に守るためにも、そのような方が再び教鞭をとることが無いように別の方法でも、しっかりと管理してほしい。

【教職員課長】

承知した。

【貞廣教育長職務代理者】

様々意見があると思うが、特定免許状失効者に対して、仕組みをどのように運用していくか。法律、規則を適切に運用し管理していくということをお願いしたい。

【貞廣教育長職務代理者】

第65号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第65号議案は、原案どおり可決する。

第66号議案 県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について

第67号議案 県立学校職員服務規定の一部を改正する訓令の制定について

【教職員課長】

議案第66号及び67号議案については、関連するので、一括して説明する。第66号議案、「県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」を説明する。本件は、令和7年4月1日より、県立学校の校長及び教員が庶務共通事務処理システムにより旅費、休暇等の申請、文書の共有、発行等を行うことが開始されることを受け、県立学校職員の出勤簿を廃止するものである。

次に、第67号議案、「県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を説明する。本件は、前述の「県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」で、説明したとおり、令和7年4月1日より、県立学校の校長及び教員が庶務共通事務処理システムにより旅費、休暇等の申請、文書の共有、発行等を行うことが開始されることを受け、県立学校職員の出勤簿を廃止するものである。また、庶務共通事務処理システムを利用できる職員の服務整理簿を廃止し、休暇等の申請・承認を庶務共通事務処理システムで行うものである。さらに、庶務共通事務処理システムを利用できる職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認を庶務共通事務処理システムにより願ったときは、職務専念義務免除願の提出をしたものとみなすものである。

施行期日については、令和7年4月1日を予定している。なお、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任していただきたい。

【貞廣教育長職務代理者】

第66号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第66号議案は、原案どおり可決する。

【貞廣教育長職務代理者】

第67号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第67号議案は、原案どおり可決する。

第68号議案 懲戒処分の指針の一部改正について

【教職員課長】

第68号議案「懲戒処分の指針の一部改正について」、説明する。本件は、学校における適切な教育環境の整備と児童生徒の安全の確保及び所属職員に対する指導及び非行防止のための措置を、より一層充実させるため、監督責任について、量定の見直しを行うものである。改正内容だが、「懲戒処分の指針」6 監督責任関係（1）指導監督不適正について、部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督を怠った職員は、停職、減給又は戒告とし、停職処分を行うことができるようにするものである。

今回の改正については、令和7年4月1日以降に発生した事案から適用する。

【貞廣教育長職務代理者】

第68号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第68号議案は、原案どおり可決する。

委員報告 卒業式臨場について

【櫻井委員】

3月11日火曜日、千葉県立特別支援学校流山高等学園の卒業式に臨場した。生徒から力を感じ、さらに発展していくと良いという思いを抱いた。素晴らしい式を執り行い、卒業生が立派に巣立っていったことを報告する。

第69号議案 職員の懲戒処分について

【教職員課長】

本件は、柏市立田中中学校教諭石井歩野花を、元同僚男性教諭に対する詐欺及びストーカー行為並びに一般男性に対するストーカー行為により免職の懲戒処分とするものである。

教諭は、元同僚であった男性教諭（以下、「A」という。）に対する恋愛感情その他好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、令和4年6月16日午前8時18分頃から同6年1月25日頃までの間、別表のとおり、少なくとも33回にわたり、A及びAの親族に対し、ソーシャルネットワーキングサービス（以下、「SNS」という。）への投稿、Aへの電子メール及びメッセージの送信並びに電話をかける行為をした。

また、教諭は、同5年6月5日午後11時48分頃、Aに対し、電話にて、真実は教諭が投稿したAに関するSNSへの投稿を削除する意思及び今後の投稿を止める意思はないのに、これらがあるかのように装い、「交通費とかいろいろ考えて、100万ぐらい。」「そうしてくれたらもう一切関わらなくするよ。」「100万払ってくれたらもうさよならしますって言ってんじゃんかよ。」「一切関わらないし、全部消すって言ってんじゃん。」などと嘘を言い、Aに、Aが100万円を教諭に支払えば、教諭が投稿したAに関するSNSを利用した投稿が削除され、また、今後はAに関する同投稿はされないとAに誤信させ、よって、その頃、Aに、教諭の指定する預金口座に100万円を振り込み送金させた。

このことは、同6年2月14日午後6時20分頃、教頭が教諭の母親から報告を受け、教頭が直ちに前校長に報告したことから事故が発覚した。

なお、教諭は、同日、千葉県警察に、名誉棄損及びストーカー行為等の規制に関する法律違反により逮捕され、同年3月1日、不起訴処分となった。さらに、教諭は、一般男性に対する恋愛感情その他好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、同男性から拒まれたにもかかわらず、同6年8月2日午前4時13分頃から同月3日午後1時11分頃までの間、69回にわたり、千葉県内又はその周辺において、自己が使用する携帯電話から、アプリケーションソフト「LINE」を利用して、同男性の使用する携帯電話機に連続して電話をかけるとともに、アプリケーションソフト「LINE」及び「Pay Pay」を利用して、同男性の使用する携帯電話機に、「このままでないつもりなら本当に許さないから」、「お願いだから連絡ください」などと記載のメッセージを連続して送信した。

このことは、同月上旬、教頭が教諭の母親から報告を受け、教頭が直ちに校長に報告したことから事故が発覚した。

なお、教諭は、同月8日、警視庁に、ストーカー行為等の規制に関する法律違反により逮捕され、同月30日、不起訴処分となった。

このような行為は、公教育に寄せる県民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけるものである。

よって、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条に違反し、懲戒について定めた同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものと認め、免職の懲戒処分とするものである。

【花岡委員】

教諭による生徒への暴言はなかったのか。

【教職員課長】

令和4年度及び同5年度ともになかった。

【貞廣教育長職務代理者】

第69号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第69号議案は、原案どおり可決する。

第70号議案 職員の懲戒処分について

【教職員課長】

本件は、県立船橋豊富高等学校臨時的任用講師南部翔大を、自校女子生徒1名に対する児童生徒性暴力等により免職の懲戒処分とするものである。

講師は、令和6年12月24日に、勤務する県立船橋豊富高等学校に所属する第3学年女子生徒と神奈川県相模原市内の商業施設に行き、同日から同月25日に東京都八王子市内のホテルの同室に宿泊し、その間、同女子生徒に対し、複数回、同女子生徒の頬にキスする、手をつなぐ、腕を組む等の児童生徒性暴力等を行った。

このことは、同7年1月28日午前8時10分頃、生徒の友人である第3学年女子生徒が、講師と生徒との関係について担任に相談し、同日午前10時35分頃、担任が、校長に報告したことから、事故が発覚した。

このような行為は、公教育に寄せる県民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけるものである。

よって、法令遵守義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条に違反し、懲戒について定めた同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するものと認め、免職の懲戒処分とするものである。

【永沢委員】

女子生徒の保護者は、どのような感情を持っているのか。

【教職員課長】

すでに同校を卒業しているが、母親からは、学校に対して、卒業式に参加できるよう配慮してほしいとの要望があった。

【芦澤委員】

再発防止の観点から、当該講師は令和6年度採用で採用直後から女子生徒とやり取りをしているが、着任直後、不祥事防止研修は効果的に行われていたのか。

【教職員課長】

当該講師は、今年度初めて任用された職員である。臨時的任用講師に対し、教職員課では、年度初めに不祥事防止研修会を実施している。今後、切実感を持たせられるよう、研修の持ち方を検討したい。

【永沢委員】

任用1年目の当該講師が、バドミントン部及び卓球部の顧問をしているようだが、このような業務分担は、通常あるものなのか。

【教職員課長】

学校事情によるところであり、教員不足もその一因となっている。

【櫻井委員】

臨時的任用講師の研修は、初任者への研修に比べて浸透度に差があるとの認識はあるのか。

【教職員課長】

年間で計画的に実施される初任者研修と比較すると、年度の早い段階で実施しているものの、臨時的任用講師への研修は手厚いとは言えない状況である。

【櫻井委員】

生徒への被害が出ていることを勘案すると、同じ23歳の職員に対しての研修と捉え、臨時的任用講師に対する研修を手厚くする必要はある。実際に相模原市の教職員育成指標は、非常勤講師も含めて作成されている。同市では、教員としてキャリアを積んでいく中に、臨時的任用講師を位置づけて政策を立案されていると思われるので、千葉県も、今後も一定数、臨時的任用講師を雇用していく中で、傾斜配分的に手厚くしていく必要があると考える。

【貞廣委員】

経年的にみると、これまで、臨時的任用講師に対する研修は少なかった。研修の持ち方については、櫻井委員の御意見と教職員課は、同じ方向性である。

【貞廣教育長職務代理人】

第70号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理人】

第70号議案は、原案どおり可決する。

第71号議案 職員の懲戒処分について

【教職員課長】

本件は、県立佐倉高等学校臨時的任用講師馬淵陸を、他校の女子生徒1名に対する児童生徒性暴力等により、免職の懲戒処分とするものである。

講師は、令和6年11月頃から同7年1月30日までの間、佐倉市内の講師宅において、昨年度、前任校の県立長生高等学校定時制の課程で副担任をしていた同校第4学年女子生徒と同棲し、同所のベッド上で、同生徒と複数回、抱き合う等の児童生徒性暴力等を行った。

このことは、同月9日午後8時30分頃、当該生徒の友人である県立長生高等学校定時制の課程第4学年女子生徒が、同校養護教諭に、事故の内容について相談し、同養護教諭は、同校校長に、事故の内容について報告し、同月27日午前8時40分頃、同校校長が、県立佐倉高等学校校長に、事故の内容について連絡したことから事故が発覚した。

このような行為は、公教育に寄せる県民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけるものである。よって、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条に違反し、懲戒について定められた同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものと認め、免職の懲戒処分とするものである。

【櫻井委員】

児童生徒が、特別な権力関係にある自校の児童生徒だけでなく、なぜ、千葉県内全ての児童生徒を指すと規定できているのかが疑問である。本事案の被害生徒は他校の生徒であり、千葉県の教員が千葉県の児童生徒に対して非違行為を行ったという立て付けであれば、分らないが、今回の事案は、評価者と被評価者といった関係ではなく権力性は介在していない。そうなると、これまでの教職員と児童生徒の間に権力関係があり、そのコントロール下で起こった事案とは異なっている。当該講師にとって特別な権力関係がない中で、社会通念上、千葉

県の教員が千葉県の生徒と同棲していたことが信用失墜行為に当たることは理解できるが、他校の成人に対して、児童生徒性暴力等防止法をどのように適用しているのか、解釈を教えてください。

【教職員課長】

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の定義によれば、他校であっても、児童生徒に対する性暴力等があった場合には、同法の適用を受けるものとなっている。

【富塚教育長】

年齢や自校など、法律上の児童生徒の定義をはっきりさせてほしい。

【教職員課長】

同法第2条第2項において、児童生徒等とは、第1号で、学校に在籍する幼児、児童又は生徒、第2号で、前号に該当する者を除く18歳未満の者と規定されている。よって、学校に在籍する者は、同法の対象となる。

【櫻井委員】

どのような年齢であっても、児童生徒に対する行為があった場合は、対象となるということが法令上の整理であると理解した。

【永沢委員】

他県の高等学校に在籍する18歳以上の生徒であっても、同法は適用されるという捉えで良いか。

【教職員課長】

そのとおりである。

【富塚教育長】

本事案は、他校の生徒に対して、性行為はないが、生徒に触れたという内容になっている。懲戒処分の指針上の処分量定に合致したものとなっているのか、今一度確認したい。

【教職員課長】

同指針の、3 児童生徒に対する非違行為関係（2）児童生徒性暴力等のアにおいて、「児童生徒性暴力等を行った職員は、免職とする。」と規定している。

【永沢委員】

ハグやキスは挨拶であるといった文化を持つ人たちもいるが、外国の方が増えてきている中で、その取扱いはどうなるのか。

【教職員課長】

個別の事案については、精査した上で対応していく。

【櫻井委員】

念のための確認であるが、同指針においても、18歳以上の生徒も対象となることは規定されているのか。

【教職員課長】

（2）児童生徒性暴力等のア、イともに、18歳以上の生徒を包含している。

【永沢委員】

確認だが、本事案の被害生徒が、当該講師と付き合い始めたのは、19歳からの認識でよいか。

【教職員課長】

そのとおりである。

【櫻井委員】

処分に異論はないが、民法上は、保護者の同意が必要のない年齢である。

【貞廣教育長職務代理人】

第71号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理人】

第71号議案は、原案どおり可決する。

第72号議案 職員の懲戒処分について

【教職員課長】

本件は、船橋市立三田中学校教諭本田夏啓を、自校女子生徒に対する管理職の許可のないSNSによる私的なやりとりにおける性的な言動により、減給10分の1～3か月の懲戒処分とするものである。

教諭は、令和7年1月14日から同月23日までの間、勤務する船橋市立三田中学校の第2学年女子生徒に対し、自己所有のスマートフォンのアプリケーションInstagramのストーリー機能及びダイレクトメッセージを利用して、管理職の許可なく私的なやりとりを継続的に行い、うち別紙のとおり、複数回にわたり、性的な内容のメッセージを送付し、もってわいせつな言辞等の性的な言動をした。

このことは、同月24日午前10時頃、女子生徒から相談を受けた女子生徒の学級担任及び学年主任が、校長に報告したことから、事故が発覚した。

このような行為は、公教育に寄せる県民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけるものである。

よって、法令遵守義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条に違反し、懲戒について定めた同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するものと認め、減給10分の1～3か月の懲戒処分とするものである。

【貞廣教育長職務代理人】

第72号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理人】

第72号議案は、原案どおり可決する。

第73号議案 職員の懲戒処分について

【教職員課長】

本件は、県立松戸高等学校教諭片山誠を、管理職の許可なく、自校生徒とSNS等を利用した私的なやりとりを行ったことにより、減給10分の1 1か月の懲戒処分とするものである。

教諭は、令和6年12月11日午後2時20分頃から同7年1月28日午後4時30分頃までの間、勤務する県立松戸高等学校に所属する第2学年女子生徒に対し、校務で利用するアプリケーションTeamsのチャット機能にて、複数回、管理職の許可なく、私的なやりとりを繰り返した。

このことは、令和7年1月27日午後4時40分頃、校長及び教頭は、会計年度任用職員による自校生徒とのLINEを利用した私的なやりとりの中に、教諭についての記載があることを確認し、同月29日午後3時45分頃、校長及び教頭が、教諭に事情を確認したところ、教諭が事故の内容について認めたことから、事故が発覚した。

このような行為は、公教育に寄せる県民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけるものである。

よって、法令遵守義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条に違反し、懲戒について定めた同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するものと認め、減給10分の1 1か月の懲戒処分とするものである。

【永沢委員】

本事案は、第72号議案のように、SNSでのやりとりの中に、性的な内容は一切含まれていないのか。

【教職員課長】

やりとりの回数が多いが、被害生徒に対する性的な内容は含まれていない。被害女子生徒の交際相手に関する相談に係る内容等が確認されている。

【永沢委員】

当該校における被害の確認から、県教育委員会への報告までに時間がかかっているがなぜか。また、報告の懈怠には該当しないのか。

【教職員課主幹】

当該校校長から、第75号議案に関する報告を受け、調査を進めていく中で、本事案は発覚している。本事案発覚後、当該校校長には、調査を指示し、事案の概要が判明するまでに時間を要したが、事故の第一報を受けるまでの間も、当該校校長からは相談を受けていたという経緯はある。

【永沢委員】

事故発覚後、どの程度からは、報告の懈怠に該当するのか。

【教職員課主幹】

事案に対し、学校が調査をする期間はある程度必要であり、調査終了後、非違行為であることが判明しているにもかかわらず、学校から報告が挙げられない場合には、懈怠に当たると判断することはあると思われる。

【永沢委員】

事故の第一報が無くても、調査をしているという事実がある場合には、懈怠には該当しないということか。

【教職員課主幹】

多くの事案は、教職員課が連絡を受け、やりとりをしながら、調査を進めている。

【永沢委員】

調査が長引く可能性もあることから、事実が全て判明していなくても、当該校から第一報をいれるというルールになっている方が安心である。

【芦澤委員】

管理職の許可のない、児童生徒とのSNSの私的なやりとりについて、処分量定が異なる場合があるが、量定の違いは、やりとりの内容等によるものか。

【教職員課長】

そのとおりである。

【芦澤委員】

校長への処分が厳重注意となっているが、校長から研修等で指導をしている中で、同時期に、同様の事案が複数件起こっていることについては、それぞれについて厳重注意という認識でよいのか。それとも、量定加重がされているのか。

【教職員課長】

本件に関わらず、量定判断においては、事案に応じて総合的に判断している。本事案においては、業務上必要なやりとりではない点や教員と生徒との適切な距離感ではない点を考慮し、量定を判断している。監督責任については、同時期に同様の案件が発生しているという点を考慮し、厳重注意としている。

【貞廣教育長職務代理者】

第73号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第73号議案は、原案どおり可決する。

第74号議案 職員の懲戒処分について

【教職員課長】

本件は、県立流山南高等学校講師小沼均を、自校男子生徒に対する不適切な指導により、減給10分の1（1か月の懲戒処分とするものである。

講師は、令和2年11月、当時勤務していた県立我孫子東高等学校における体罰及び不適切な指導により、千葉県教育委員会から厳重注意を受け、また、同年6月4日から同年9月までの間、勤務する県立流山南高等学校校長又は教頭から、少なくとも4回、講師の授業中の言動に係る指導を受けていたにもかかわらず、同7年1月14日、同校第2学年1組教室において、数学Bの授業中、同組に所属する男子生徒に対し、「お前のような奴のために政治・経済があるというのに、何故、数学Bを選択したのだ。俺が去年の数学担当者だったら絶対お前に数学は選択させない。」「小学生でもわかるだろ。」「やる気がないなら学校を辞めちまえ。」等の同生徒の尊厳を損なう言動をしたことにより、同生徒に精神的苦痛を与えた。

このことは、同日、第2学年1組担任が、同学級の生徒から、講師の不適切な指導について、相談を受けたことから事故が発覚した。

このような行為は、公教育に寄せる県民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけるものである。よって、法令遵守義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条に違反し、懲戒について定めた同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するものと認め、減給10分の1（1か月の懲戒処分とするものである）。

【花岡委員】

当該講師は、次年度任用がないことを踏まえて、減給1か月となっているのか。

【教職員課長】

そのとおりである。

【花岡委員】

次年度の希望はないのか。

【教職員課長】

次年度の希望については、確認できていない。

【永沢委員】

事故の第一報が遅かったのではないか。

【教職員課主幹】

本事案は、事故発覚以前から、当該校から教職員課には相談があり、適宜対応していた。

【永沢委員】

当該講師はこれまでも数学の教員として指導していたと思われるが、生徒への指導に問題はなかったのか。

【教職員課長】

当該講師は、今年度、非常勤講師であるが、管理職からは、生徒への圧が強い話し方について、指導を行っていたと確認している。

【永沢委員】

今回、被害生徒の友人からの相談により事故が発覚しているが、以前から、このような指導があったのか。

【教職員課長】

過去、別の勤務校にいた際に、指導措置を行っている。

【永沢委員】

過去に一度だけか。不適切な指導を複数回行っている中で、発覚したものだけで、指導措置が行われており、不適切な指導が改善されない職員として認識してよいか。

【教職員課主幹】

今年度、学校長が指導した内容は、当該講師の生徒に対する「何で分からないのか。」という言葉である。言い方の圧が強く、この言葉が口癖のように当該職員から発せられていたので、やめるよう指導している。当該講師は、令和5年度までは再任用教諭であったが、教職員課では、令和4年度及び同5年度、生徒に対して不適切な指導があったという報告は受けていない。

【永沢委員】

ここまでのひどい暴言は、今回が初めてということか。

【教職員課主幹】

令和2年度には、不適切な指導で指導措置を行っている。

【永沢委員】

人格を否定する発言等の不適切な指導が改善されない職員であれば、任用しないことを検討する必要があると思われる。

【冨塚教育長】

議案資料には、生徒に精神的苦痛を与えたと記載されているが、実際には、被害生徒は数日間欠席している。令和5年10月の自死案件を受け、我々も、これまでは、職員の非違行為により処分量定を検討してきたが、同じ行為であっても命を落としたという結果を処分量定の判断に考慮すべきではないかといった議論を重ね、今回、同指針の一部改正にあたり、総合的に判断するという一文を入れた経緯がある。そこを踏まえると、当該職員の処分量定の背景に生徒の事故後の状況が影響しているのであれば、案件ごとの量定判断の根拠の一つとして、議案資料等に、非違行為の結果として、被害生徒が欠席したという事実を記載した方がよいと考える。

【貞廣委員】

生徒が主体的に学ぶという学び方の転換の中で、当該講師には自らの指導を改善する姿勢がないことから、このような事故につながっている。

【櫻井委員】

当該校長に対する措置なしは納得であるが、任命責任や受け入れた立場としての責任についてはどのように考えればよいか。管理職の仕事はマネジメントを行うことであり、その力量は人事評価等にも表されるべきである。当該校長には、行政処分ではなく、マネジメントに対する考え方や管理職としての力量形成につながる研修を行う必要があると思われる。

【永沢委員】

当該校の生徒の習熟度に応じた指導がなされるべきであり、当該講師の意識改革が必要であった。

【貞廣教育長職務代理者】

第74号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第74号議案は、原案どおり可決する。

第75号議案 職員の懲戒処分について

【教職員課長】

本件は、県立松戸高等学校会計年度任用職員千葉政美を、管理職の許可なく、自校生徒とスマートフォンのアプリケーションを利用した私的なやりとりを行ったことにより、戒告の懲戒処分とするものである。

職員は、令和6年10月頃から同7年1月27日までの間、勤務する県立松戸高等学校に所属する第1学年及び第2学年女子生徒13名に対し、自己所有のスマートフォンのアプリケーションLINEを利用して、友人関係の相談及び日常の出来事に係る内容等、複数回、管理職

の許可なく、私的なやりとりを行った。

このことは、同7年1月23日午後1時頃、同校第2学年男子生徒は、学級担任に、事故の内容を相談し、同担任から報告を受けた教頭は、直ちに校長に事故の内容を報告したことから、事故が発覚した。

このような行為は、公教育に寄せる県民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけるものである。よって、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第32条及び第33条に違反し懲戒について定めた同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するものと認め、戒告の懲戒処分とするものである。

【芦澤委員】

LINEのやりとりに悪意はなく、非違行為の程度としては低いと思われるが、虚偽報告及び生徒にLINEを消去させるという行為がある中で、戒告の処分が妥当なのか確認したい。また、教員不足の状況下で、きちんと研修が行われれば、貴重な人材を免職等の懲戒処分とすることもなくなるのではないかと。各学校で実施している不祥事防止研修の内容は、職員一人一人に伝わっているのかあわせて確認したい。

【教職員課長】

当該職員によれば、生徒たちに迷惑がかかることを避けるために、消去させたとのことである。また、学校現場では、教員だけでなく、様々な職種の方が勤務している。本事案は学校技能員が起こした事故であったが、職員全体への指導方法について、今後考えていかなければならない問題と捉えている。

【櫻井委員】

同指針では、管理職は隠ぺいを問えるが、一般の職員に対しては、隠ぺいを問うことはできないつくりになっていると捉えている。

【教職員課長】

同指針の第1基本事項にもあるように、総合的に判断しているところである。

【永沢委員】

生徒にとって相談できる人の存在は非常に大切なものであると思う。SNSを通じてやり取りをしてしまったところが問題であるが、生徒から相談を受けることについては、咎めないでいただきたい。

【花岡委員】

先ほど、第73号議案の教諭による私的なやりとりの情報が、本事案の職員への調査により見つかったとのことであったが、同教諭のやりとりの内容に、何か問題があったのか。

【教職員課主幹】

具体的な内容は不明であったが、同教諭の名前が、同職員のLINEの中にあっただので、学校長が確認したところ、同教諭の私的なやりとりが判明したということである。

【貞廣教育長職務代理者】

第75号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第75号議案は、原案どおり可決する。

第76号議案 県立学校長の人事について

【教職員課長】

本議案は、令和7年4月1日付け、県立高等学校、県立中学校及び県立特別支援学校の校長人事についてお諮りするものである。

「1 校長必要数」だが、令和6年度末に退職となる校長は高等学校で58名、特別支援学校で13名である。また、行政機関・他校種等への異動は、特別支援学校で2名であり、必要数は高等学校で58名、特別支援学校で15名となる。

「2 新規登用者と再登用者等」だが、初めて校長となる新規登用者は、高等学校で24名、特別支援学校で9名となる。

新規登用者の平均年齢は、高等学校は56.5歳で昨年より0.5歳高くなり、特別支援学校は、54.2歳となり、昨年より0.8歳低くなった。

次に、令和6年度から導入した、特例任用校長だが、これまでの管理職としての豊富な経験や優れた組織運営能力等を、今後も発揮することを期待し、高等学校で15名、特別支援学校で2名の計17名を配置した。

また、令和4年度から導入した再任用校長だが、令和6年度から、暫定再任用校長として、配置された学校での様々な教育課題の解決や、配置された地域の教育力向上等に力を発揮しているところである。高等学校で13名、特別支援学校で4名を配置した。

続いて、「3 女性校長」だが、令和7年度は、高等学校で9名、特別支援学校で17名の計26名となり、昨年よりも5名増加した。その結果、女性校長の割合は、県立学校全体では16.5%となり、前年度と比べて3.2ポイント増加している。今後とも、管理職としてふさわしい力量のある女性職員の育成に努め、女性校長の登用に積極的に努めていきたいと考えている。

さらに、「4 平均在校年数」だが、年度末に異動する校長が現在の学校に在籍していた年数を平均すると、高等学校では3.1年、特別支援学校は2.4年で、前年度と比べ、高等学校は0.3年長く、特別支援学校は0.3年短くなる。全体の平均在校年数は前年度から増減はない。

今後も長期的な視点で学校運営ができるよう、再任用管理職や特例任用管理職の配置を含め、同一校で3年を超える校長の人事配置に努めていく。

また、高等学校の校長人事案の名簿は、議案79ページから82ページまで、特別支援学校の校長人事案は同じく83ページのとおりとなっている。

なお、今後の予定については、3月24日に異動者及び昇任者の内示を行い、3月26日に報道発表を予定している。

【貞廣教育長職務代理者】

第76号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第76号議案は、原案どおり可決する。

第77号議案 教育庁等職員の人事について

【教育総務課長】

本議案は、令和7年4月1日付け、本庁課長級以上及び教育事務所長、教育機関の長の人事異動についてお諮りするものである。

それでは、課長級以上の異動の主なものを説明する。

教育次長に県立高校統括監細川義浩を、企画管理部長に学校危機管理監原義明を、教育振興部長に教育総務課長吉本明広を、県立高校統括監に児童生徒安全課長伊澤浩二を、教育総務課長に教職員課長 鈴木克之を任用したいと考えている。

その他の幹部職員の異動については、資料のとおりである。教育事務所、教育機関の長及び学校への異動も同様である。

なお、本庁課長級以上の知事部局との交流人事については、現在、協議中である。本日、お諮りすることが困難なので、教育長が臨時代理することとし、後日報告させていただく。人事異動についての報道発表は、3月26日を予定している。

【貞廣教育長職務代理者】

第77号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第77号議案は、原案どおり可決する。

9 教育長閉会宣告

令和7年4月16日 署名人